

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

企画提案書作成要領

令和4年1月

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課

1 提出書類

- (1) 企画提案書（様式自由） 10部
ア A4版縦横どちらでも構いません。
イ 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。
ウ 散逸しないような形で綴ってください。
- (2) 見積書（様式自由） 1部
*見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を抜いた金額がわかるように記載をお願いします。
- (3) 団体概要（パンフレット等） 10部
- (4) 業務実績表（様式2） 10部
- (5) 担当予定技術者の経歴等（様式3） 10部

2 企画提案書記載項目

企画提案書については、最低限、以下の内容を含むよう作成してください。また、作成にあたっては、具体的な表現により記載するよう留意してください。

- (1) 提案内容の趣旨及び考え方
本事業の目的達成に向けた手法及びその考え方
- (2) 実施内容
ア 事業全体の概要
イ ワークショップイベントの具体的内容
ウ ワークショップイベントの詳細スケジュール
エ 参加者募集方法と募集広報の内容
オ 事業実施体制
※市内及び近隣自治体の高等学校及び若者に関わる団体等との連携や交流の実績があれば記載してください。
- (3) 同種の業務実績
若者に関する事業等、本事業に類似する事業の実績の有無

3 企画提案書注意事項

- (1) 提出書類作成に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 提出していただいた企画提案書等の書類については、返却いたしません。

4 提出期間・提出先

令和4年1月28日（金）から令和4年2月10日（木）の午前9時から午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）までに市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 外山、小西宛てに企画提案書等を持参又は郵送してください。

※令和4年2月10日（木）必着

5 企画提案会

- (1) 企画提案の選考方法
選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において、対面による企画提案会により実施します。
- (2) 企画提案会開催日程
令和4年2月25日（金）※予定

(3) 評価者

本市が設置するプロポーザル評価委員会における評価委員が評価者となります。

(4) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき各社 30 分以内（説明 20 分、質疑応答 10 分）で行います。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は 2 名以内とします。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書で行うものとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。

(5) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書の内容及びプレゼンテーションについて、企画提案審査表に基づき項目ごとに数値化して採点し、全評価委員の評価点の平均が満点の 6 割以上となったもののうち、評価委員全員の合計点数について最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。同点の場合は企画提案審査表の項目中、「企画提案の内容」の点数が最も高い提案者を選定業者とします。

※評価基準については「令和 4 年度若者の参加促進事業実施委託募集要領」を参照ください。

6 委託業務及び企画提案書等に関する質問の受付について

委託業務及び企画提案書等に関する質問については、電子メールによる送付のみ受け付けします。質問の受付は、令和 4 年 1 月 18 日（火）から令和 4 年 1 月 25 日（火）の午前 9 時～午後 5 時までとします。なお、質問に対する回答は、令和 4 年 1 月 26 日（水）に質問内容及び回答ともに全社宛てに電子メールで送付します。

7 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、令和 4 年 1 月 28 日（金）から令和 4 年 2 月 10 日（木）の午前 9 時～午後 5 時（閉庁日及び正午～午後 1 時を除く）までに辞退書（様式 5）を郵送により申し出てください。※郵送は令和 4 年 2 月 10 日（木）必着

8 事業概算額（上限額）

2, 500, 000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

※消費税額及び地方消費税額の算出について、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を消費税額及び地方消費税額とします。

9 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル評価委員会の評価結果及び選定業者候補が市民文化局契約指名選定等委員会にて承認された後、令和 4 年 3 月中旬から下旬頃（予定）に提案各者全てに郵送で通知します。

なお、審査結果等について電話・電子メール等での問合せには、応じられませんので御了承ください。

※「非特定」の通知を受け取った者は、通知を受け取った日から 7 日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

10 事務局（問い合わせ先及び提出先）

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル7階
市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 担当 外山、小西
TEL 044-200-2094 FAX 044-200-3800
E-mail 25kyodo@city.kawasaki.jp